（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）

第二十三条　規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号。以下「自己資本開示告示」という。）第十条及び別紙様式第十一号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）」と、同様式中「一般貸倒引当金コア資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第二十四条　規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、自己資本開示告示第十二条及び別紙様式第十二号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社」と、同様式中「一般貸倒引当金コア資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」と読み替えるものとする。

（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）

第二十三条　規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号。以下「自己資本開示告示」という。）第十条及び別紙様式第九号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）」と、同様式中「一般貸倒引当金コア資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額」と、「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」と読み替えるものとする。

○金融庁農林水産省告示第三号

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則第百十二条第六号等の規定に基づき、同令第百十二条第六号及び第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成二十四年金融庁農林水産省告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十四日

金融庁長官　森　信親

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
（報酬等に関する開示事項） **第一条**　農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百十二条第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。 ［号を削る。］	（報酬等に関する開示事項） **第一条**　農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百十二条第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる事項とする。 一　対象役員（農林中央金庫の役員（農林中央金庫の常務に従事しない者を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象職員等（農林中央金庫の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、農林中央金庫から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として農林中央金庫から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のうち、農林中央金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この条において同じ。）の報酬等の決定及